

土づくり事業補助金交付要綱

令和6年3月27日産業経済部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、畜産農家のふん尿たい肥を活用した機能的な土づくりの促進、安全性に配慮した農作物の供給を推進するため、予算で定める範囲内において土づくり事業補助金(以下、「補助金」という。)を交付することに関し、加古川市補助金等交付規則(昭和61年規則第30号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲及び補助率又は額は、別表1に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする者(以下、「補助申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に別表2に掲げる書類を添えて、作業を実施するまでに市長に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第4条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、事業完了後速やかに補助事業実績報告書(様式第2号)に別表3に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第5条 補助事業者は、規則第17条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書兼口座振替依頼書(様式第3号)を提出しなければならない。

(補 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表 1 (第 2 条関係)

補助金の種類	性質	事業費補助	
	目的	畜産農家のふん尿たい肥を活用した機能的な土づくりの促進、安全性に配慮した農作物の供給を推進する。	
補助金の範囲	対象となる者	市内の農業団体、集落営農組織、認定農業者及び認定新規就農者	
	対象となる経費	【対象となる経費】 ・市内の畜産農家からの堆肥の購入及び散布費 ※10a 当たり堆肥1～3t を、50a 以上のほ場に施用すること。	【対象とならない経費】 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく環境保全型農業直接支払制度の「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」の取組の対象となる農地は補助対象から除くこととする。
又は補助金の補助率	補助率	定額	
	補助金の額	1,200円/10a を上限とする ※1a 未満切り捨て	

別表 2 (第 3 条関係)

申請書 添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・ほ場地図 ・前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類
-------------	---

別表 3 (第 4 条関係)

実績報告書 添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・事業完了報告書 ・散布写真 ・堆肥代および散布費が確認できる領収書 ・前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類
---------------	--